

香芝市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和5年8月22日から9月4日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和5年8月22日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和5年9月5日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

穴虫地区の一部、上中地区の一部、狐井地区の一部、良福寺地区の一部、鎌田地区の一部
磯壁六丁目の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
6287-3	穴虫1123番地1	穴虫1126番地
6287-1	穴虫1127番地1	穴虫1127番地2
6288	穴虫1100番地2	穴虫1096番地
6299-1	穴虫1310番地1	穴虫1126番地
6302	穴虫1085番地1	穴虫1085番地1
6324	穴虫1219番地2	穴虫1219番地2

(2) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
5050	上中489番地1	上中489番地1

(3) 狐井地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	狐井228番地8	狐井228番地3

(4) 良福寺地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	良福寺685番地4	良福寺685番地1

(5) 鎌田地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
—	鎌田628番地1	鎌田628番地1

(6) 磯壁六丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
—	磯壁六丁目452番地1	磯壁六丁目452番地1

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地
奈良県第二浄化センター